

# 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

中央市水道課からのお知らせ

## 指定給水装置工事事業者制度は 5年ごとの更新が必要となりました

指定給水装置工事事業者の資格の維持・向上をめざして指定の有効期限が従来の無期限から5年となりました。

※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって初回更新の申請期間が異なります。(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間	初回更新手続き受付期間
H10.4.1~H11.3.31	令和2年9月29日まで	—
H11.4.1~H15.3.31	令和3年9月29日まで	—
H15.4.1~H19.3.31	令和4年9月29日まで	令和4年4月1日から令和4年8月31日
H19.4.1~H25.3.31	令和5年9月29日まで	令和5年4月1日から令和5年8月31日
H25.4.1~R1.9.30	令和6年9月30日まで	令和6年4月1日から令和6年8月31日
R1.10.1~	指定を受けた日から5年	有効期限日の1カ月前まで

初回更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に郵送にて通知します。なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

旧田富町、旧豊富村で指定を受けた指定給水装置工事事業者さまは、平成18年の町村合併時に中央市として新たに指定しましたので、最初の更新手続きは令和4年4月1日から令和4年8月31日までとなります。

指定更新の要件は、新規申請と同じ3項目●指定更新の要件は水道法第25条の2(指定の申請)に準拠

- ①給水装置主任技術者の専任
  - ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
  - ③水道法第25条の3で規定された欠格案件に該当しない者
- ※法令第25条の3及び省令第20条に準拠

●更新申請に必要な書類

- ・様式第一号及び第二号
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
- ・専任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証等)

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

- ①指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ②業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- ③給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認資料

- ・講習会の受講終了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の有無

◎指定の更新には手数料が掛かります。(非課税)

- ・上水道事業 1件につき6,000円 ・簡易水道事業 1件につき6,000円